

請負契約の場合

< 施工事業者の原本の写しをアップロード >

令和4年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約

(要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、令和4年度地域型住宅グリーン化事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手及びグループ事務局に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(チ)の全ての事項について、了解したものとする。

- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない)
- (ロ) 本補助金の補助対象となる住宅(ZEHまたはZEH水準の住宅に限る)について、構造安全性の確認を壁量計算等で行い耐震性能が住宅性能表示制度の耐震等級2水準以下である場合、乙からの説明を甲が確認したうえで、耐震要件に関する同意書を実施支援室に提出すること
- (ハ) 住宅の建設に関して、補助対象の経費となるべき部分を分離発注者に発注する場合、甲は乙に必要な情報を提供し、乙は分離発注者が実施する内容が本事業で定める要件及び事項に適合していることを確認すること
更に、当該分離発注の経費を補助対象経費として申請する場合は、甲乙は第3条の手続きで必要な情報を共有のうえ、分離発注者の内容も含め第3条の手続きを行うこと
- (ニ) 本補助金を受けた住宅について、甲は注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
- (ホ) 本補助金で取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)を、処分制限期間(補助金受領後10年間又は耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいう。)しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと
- (ヘ) 交付決定が取り消された場合には本補助金の返還をしなければならないこと
- (ト) 提出した個人情報、実施支援室が国から本事業に係る本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること
- (チ) 甲及び乙は、相手、グループ事務局又は実施支援室に連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないと実施支援室が判断した場合は、実施支援室が交付申請を無効とすることができることや交付決定を取り消すことができることを承知し、これについて実施支援室に一切の意義を申し立てないこと

(申告)

第2条 甲及び乙は、交付規程により制限される以下の(イ)から(ハ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。分離発注の経費を補助対象経費として申請する場合は、甲が責任をもって分離発注者に確認して申告することとする。なお(ロ)及び(ハ)については、乙及び分離発注者にはその役員等(実質的に経営に関与する者を含む)を含むものとする。

- (イ) 令和元年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと
(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)
- (ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること
- (ハ) 甲と乙、又は甲と分離発注者の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等の関係にあること

【申告】

甲(建築主)、乙(交付申請者)、分離発注者について	
(イ)	<input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有り※
(ロ)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 該当する※
甲(建築主)、乙(交付申請者)、分離発注者の関係について	
(ハ)	<input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 該当する(三者見積を提出)※ <input type="checkbox"/> 該当する(原価による申請)※

※甲、乙、分離発注者の何れかの者が申告内容に該当する時は、(イ)は「有り」、(ロ)(ハ)は「該当する」にチェック

- 2 前項の申告内容に虚偽等が存在することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された本補助金を返還することについて、甲、乙とも一切の意義を申し立てないものとする。
- 3 甲及び乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲及び乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

(交付申請等)

第3条 甲及び乙は、本規約締結後すみやかに、交付申請から本補助金の受領に至るまでの手続きを共同して行う。

- 2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙は共有のうえ代表して乙が行い、乙はグループ事務局と連携しグループ事務局へ交付申請等の手続きを委任するものとする。
- 3 甲は、乙の行う手続きに協力するものとする。

(補助金の還元)

第4条 乙は、本補助金の交付を受けたとき、受領した当該補助金相当額※について、直ちに現金の支払いにより甲に還元するものとする。

※補助額は、完了実績報告により実施支援室が適切と認めた後に乙に通知する補助金の額(「補助金の額の確定通知書」に記載されている額)

(不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる本補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

(消費エネルギー量調査への協力) ゼロ・エネルギー住宅型に限る

第6条 甲は、本事業の完了後、居住開始の翌月からの1年間について、一次エネルギー消費量(電気、都市ガス、LPG、灯油、重油他)を記録し、乙に提出するとともに、これらの資料について公開することを了承する。

(アンケート・ヒアリング・計測への協力) ゼロ・エネルギー住宅型に限る

第7条 甲は、本補助事業に伴い、乙より本補助事業に関する事項及び本建物についてのアンケート・ヒアリング・計測などをする場合、これらに協力するものとし、その資料について公開することを了承する。

甲及び乙は、補助金の交付を受けるため、本規約を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、本規約を2通作成し、それぞれ保管するものとする。乙の写しを実施支援室に届け出ることとする。

該当する場合チェック 甲と乙間の本件工事請負契約は電磁的措置(電子契約)により締結したものであることを申告します。
 甲と分離発注者間の本件工事請負契約は電磁的措置(電子契約)により締結したものであることを申告します。

令和 年 月 日

【乙】の所属グループ名

【甲】建築主

氏名

印

氏名

印

【甲】は工事請負契約書と同じ印または実印(印鑑登録証添付)を使用してください

【乙】施工事業者(交付申請者)

名称

代表者

印

【乙】は印鑑登録を行った印と同じ印を使用してください